

平成 23 年 12 月 16 日

2012 年からの予備グリーンの規則上の解釈について

日本では 1 つのホールに季節あるいは整備上の都合によって使い分けをするために 2 つのパッティンググリーンを設けているコースがあります。使用していない方のグリーンを一般的に「予備グリーン」と言い、JGA では予備グリーンをスルーザグリーンとして扱い、ゴルフ規則付属Ⅳで委員会がその上からのプレーを禁止したい場合は「予備グリーンはプレー禁止の修理地とする。」というローカルルールの採用を勧めてきました。しかし、予備グリーンは本来、規則用語の定義から考えて「目的外のパッティンググリーン」であるべきとの見地から、JGA は 2012 年より予備グリーンの規則上の解釈を次の通り改訂いたします。

予備グリーンはゴルフ規則定義の「目的外のパッティンググリーン」である。したがって、目的外のパッティンググリーンによる障害、救済については規則 25-3 「目的外のパッティンググリーン」が適用となる。

なお委員会は、予備グリーンについて次のローカルルールを制定することができる。

- ①「予備グリーンはプレー禁止の修理地とする(付属規則 I,(B) 2a 参照)。」
- ②「予備グリーンはスルーザグリーンとし、あるがままの状態プレーしなければならない。ただし、他の規則の規定が適用できる場合を除く。」

①はこれまで多くのコースで採用してきたものです。②はプロツアー競技等で罰なしの救済を認めずにあるがままの状態プレーさせるために採用してきたものです。

これにより、予備グリーンを規則上の本来の扱いである目的外のパッティンググリーンと解釈するとともに、ローカルルールの採用を認めることにより従来の取り扱いもできるようにしました。

以上

(財)日本ゴルフ協会
規 則 委 員 会
委員長 村 津 敬 介